

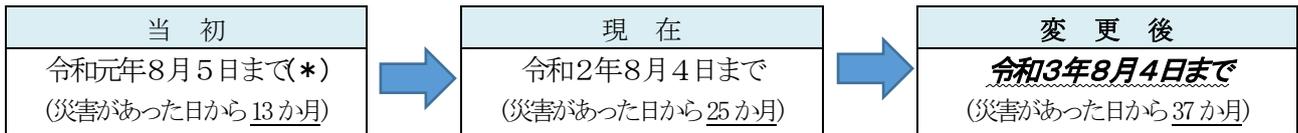
令和2年8月4日

福祉保健部 福祉保健課
(被災者支援プロジェクト)

平成30年7月豪雨に係る被災者生活再建支援金 (基礎支援金) 申請期間の再延長について

平成30年7月豪雨災害により住宅が全壊するなど、生活の基盤に著しい被害を受けた世帯を対象に支給される被災者生活再建支援金(基礎支援金)について、現状の申請期間では、申請が困難な世帯が生じることが見込まれるため、1年間再延長されることとなりましたので、お知らせします。

【申請期間の変更】



(*)期限の令和元年8月4日は日曜日のため、8月5日に繰下げ

※なお、加算支援金の申請期限(令和3年8月4日)は変更ありません。

参考：制度概要

《対象》

- ①住宅が全壊の被害を受けた世帯
- ②住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむなく解体した世帯
→ 半壊の場合は、解体が申請の条件となります。
- ③住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯(大規模半壊世帯)

《支援金の額(世帯人数が複数の場合)》

区分	①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計 ① + ②
全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃貸	50万円	150万円
大規模 半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸	50万円	100万円

※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の給付額の3/4の額